

事 業 報 告 書
(自 令和3年8月1日 至 令和4年7月31日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人 芳泉会 まつなが眼科・形成外科
- ① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
- ② 社会医療法人 特別医療法人 特定医療法人
- 出資額限度法人 その他
- ③ 基金制度採用 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 長崎県諫早市永昌町43番1号
- (3) 設立認可年月日 平成23年10月 3日
- (4) 設立登記年月日 平成23年10月17日

2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
診療所	医療法人 芳泉会 まつなが眼科・ 形成外科	長崎県諫早市永昌町43番1号	一般病床 7床

- (2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）無
- (3) 収益業務（社会医療法人又は特別医療法人が行うことができる業務）無
- (4) 当該会計年度内に社員総会又は理事会で議決又は同意した事項
- 令和3年 9月10日 令和2年度の決算の承認
- 令和4年 3月 5日 医療法人の名称変更に伴う定款変更の件
- 令和4年 4月 2日 理事の報酬改定の承認
- 令和4年 4月19日 医療機械の導入に伴う融資申込の件
- 令和4年 6月29日 理事の報酬改定の承認

法人名 医療法人 芳泉会 まつなが眼科・形成外科

※医療法人整理番号

所在地 長崎県諫早市永昌町43番1号

貸 借 対 照 表

(令和4年7月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	164,269	I 流動負債	47,375
II 固定資産	156,301	II 固定負債	33,630
1 有形固定資産	127,111	負債合計	81,005
2 無形固定資産	1,042	純資産の部	
3 その他の資産	28,148	科 目	金 額
		I 資本剰余金	
		II 利益積立金	239,565
		1 代替基金	5,000
		2 その他利益積立金	234,565
		III 評価・換算差額等	
		IV 基金	
		純資産合計	239,565
資産合計	320,570	負債・純資産合計	320,570

法人名 医療法人 芳泉会 まつなが眼科・形成外科

※医療法人整理番号

所在地 長崎県諫早市永昌町43番1号

損 益 計 算 書
(自 令和3年8月1日 至 令和4年7月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	147,660
2 事業費用	137,497
本来業務事業利益	10,163
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業利益	10,163
II 事業外収益	928
III 事業外費用	370
経常利益	10,721
IV 特別利益	6,600
V 特別損失	0
税引前当期純利益	17,321
法人税等	4,474
当期純利益	12,847

法人名 医療法人 芳泉会 まつなが眼科・形成外科

※医療法人整理番号

所在地 長崎県諫早市永昌町43番1号

財 産 目 録

(令和4年7月31日現在)

1. 資 産 額	320,570 千円
2. 負 債 額	81,005 千円
3. 純 資 産 額	239,565 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	164,269
B 固 定 資 産	156,301
C 資 産 合 計 (A+B)	320,570
D 負 債 合 計	81,005
E 純 資 産 (C-D)	239,565

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (■ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

建 物 (■ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 芳泉会 まつなが眼科・形成外科
理事長 松 永 伸 彦 殿

私は、医療法人 芳泉会 まつなが眼科の令和3年会計年度（令和3年8月1日から令和4年7月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実はありません。

令和4年9月 6 日

医療法人 芳泉会 まつなが眼科・形成外科
監 事 松 永 康 弘

